

# 福祉系大学等に係る 申請・届出マニュアル

東北厚生局健康福祉課  
令和6年3月15日

## 目次

指定科目等の確認・変更の事務処理手順（流れ）	2
申請・届出項目ごとの提出書類一覧	3
新規確認申請	4
変更届	5
※変更理由書の例	7
確認取消	8
記載例	9
新規申請書・変更届出書	10
実習演習担当教員に関する調書	13
実習指導者に関する調書	14
実習施設等承諾書	15
実習施設等の概要	16
教員の就任承諾書	17
参考法令等	18

指定科目等の確認・変更の事務処理手順（流れ）（4月開講等の場合）

	内容	スケジュール											
		提出	申請書の	科目確認	開講								
社会福祉に関する科目の確認を受ける大学等  申請・届出書は <u>2部</u> 提出のこと。 ※専修学校は厚生局単独所管のため <u>1部</u> 提出 ※電子媒体での提出も可	<p>①新規確認申請： <u>6か月</u>前に確認申請書</p> <p>④変更届出： 変更のあった日から<u>1か月以内</u> ・設置者 ・名称 ・位置 ・長の氏名及び経歴 ・実習演習担当教員 ・校舎の概要 ・実習施設及び実習指導者  &lt;通信課程の場合&gt; ・通信養成を行う地域 ・面接授業における講義室及び演習室の承諾書</p>												
		通知に含まれない名称で科目を開講する場合は、 <u>6か月</u> まで本省社会・援護局福祉基盤課へ個別照会すること。											
		~1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		1月	2	3	4～月								

# 申請・届出項目ごとの提出書類一覧

- 同一の書類を2部又は電子媒体をご用意いただき、東北厚生局健康福祉課にご提出ください。  
(文部科学大臣及び東北厚生局長あて) ※専修学校の場合、厚生局長あて1部
- 様式は東北厚生局のHPからダウンロードをお願いいたします。
- 関係書類は次ページからの提出書類一覧表に記載する順に編纂いただきますようお願いいたします。  
※タブや見出しをつけるとなおよい。

# 新規確認申請

- ・科目確認の新規申請は開講の6か月前までに提出をお願いいたします。
- ・申請書の提出前に東北厚生局健康福祉課に事前相談をお願いいたします。(電話又はメールで可。)

提出書類	留意点
かがみ文 大学等確認申請書	記載例参照 (P9~)
実習演習担当教員に関する調書一式	・調書及び要件のわかる資料（実習演習担当教員講習会修了証、資格証の写し等）を教員ごとに綴ること。
実習指導者に関する調書一式	・調書及び要件のわかる資料（実習指導者講習会修了証、資格証の写し等）を指導者ごとに綴ること。
添付書類	留意点
1 実習施設の設置者の承諾書	・実習施設ごとに編纂すること。
2 実習施設等の概要	
3 学則	
4 実習演習担当教員の就任承諾書	
5 時間割及び授業概要（別表1の教育に含むべき事項に該当する箇所に下線を引くこと。）	
6 実習計画	
※7~10は通信課程を設ける場合に添付する。	
7 通信養成を行う地域	
8 添削その他の指導の方法	
9 面接授業期間における講義室及び演習室の使用についての当該大学等の設置者の承諾書	
10 通信養成に使用する教材の目録	
11 担当者の氏名・連絡先	※当局からの質問等に対して責任を持って対応できる者を記載すること。

# 変更届

以下の項目に変更があった場合、変更から1か月以内に届出を提出してください。

- (1)設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2)福祉系大学等の名称（福祉系大学等として確認を受けた学部、学科、コース等を含む）
- (3)位置（福祉系大学等として確認を受けた学部、学科、コース等の住所）
- (4)長の氏名及び経歴（福祉系大学等の長が変更された場合）
- (5)実習演習担当教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- (6)校舎の概要（確認申請書に記載した演習室又は実習指導室が変更された場合）
- (7)実習施設及び実習指導者
- (8)通信養成を行う地域（通信課程の場合）
- (9)面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設設置者の承諾書（通信課程の場合）

共通の提出書類	留意点
・かがみ文 ・大学等確認変更届出書	記載例参照（P9～）。
・変更理由書	記載例参照（P7）。 変更理由書には変更内容、変更年月日、変更理由を記載すること。
担当者の氏名・連絡先	※当局からの質問等に対して責任を持って対応できる者を記載すること。

※(1)、(2)、(3)、(4)、(6)の変更については、上記の書類のみで構いません。

(5)、(7)、(8)、(9)の変更については、上記と併せ、それぞれ以下の書類を添付してください。

## (5)実習演習担当教員の変更の場合

・実習演習担当教員に関する調書  ・教員の就任承諾書（追加する場合）	・調書に記載した、教員要件を満たすことがわかる資料（実習演習担当教員講習会修了証、資格証の写し等）を教員ごとに綴ること。
--	--

## (7) 実習施設・実習指導者の変更の場合

※実習施設を追加する場合 ・実習施設の承諾書 ・実習施設の概要等	記載例参照 (P15)。
※実習指導者を追加する場合 ・実習指導者に関する調書 ・要件を満たすことが分かる資料（資格証、講習会修了証等）	実習指導者のみの変更でも届出を行うこと。

※(8)、(9)については通信課程の学校等に係る変更事項

## (8) 通信養成を行う地域の変更

変更内容が具体的に分かる資料	当該地域について学則又は細則等に定められている場合には添付すること。 (募集要項、入学案内等)
----------------	--

## (9) 通信課程の教室の変更の場合

面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該大学等の設置者の承諾書	
---	--

(例)

## 変更理由書

### 1. 変更の内容

例 1) 入学定員を現行の〇〇人から△△人に減じたい。

例 2) 教室、介護実習室の変更 (2 階から 3 階へ、平面図参照)

例 3) 実習指導者の変更

番号	施設名	旧	新
No.〇	特別養護老人ホーム〇〇	〇〇 〇〇	△△ △△

例 4) 学則の変更 (別紙新旧対照表を参照)

### 2. 変更時期

令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 3. 変更理由

〇〇等の理由により………

## 確認取消

科目確認の取消を受けたい場合は、厚生局の承認を受ける必要があります。指定の取消を受けようとする3か月前に関係書類の提出をお願いしておりますが、学生の卒業等が確定していない場合には、それが確定し次第手続きを行ってください。

提出書類	留意点
<p>提出書類について様式はございませんが、下記の内容を記載した申請書をご提出ください。</p> <p>1. 設置者の氏名又は名称及び住所 2. 学校の名称及び位置 3. 理由書 　(1) 学校（養成課程）を廃止する理由 　(2) 在学生の状況 　　※卒業見込みの状況 　　※在学中の学生がいる場合の措置 　(3) 学科等を廃止する年月日 4. 担当者の氏名及び連絡先</p>	<p><u>学校の名称について</u> 指定されている名称（学科、専攻及びコース名等、最小単位まで）を正確に記載すること。</p> <p><u>在学生の状況について</u> 卒業見込みの状況、卒業式の日時を記載すること。</p>
添付書類	留意点
1 学則変更部分の新旧対照表 2 新学則及び旧学則 3 廃止を決定した際の理事会の議事録	

# 記載例

文部科学大臣  
東北厚生局長

殿

番号  
年月日

- 大学及び短期大学にあっては、宛先を文部科学大臣、東北厚生局長の連名とし、同一の文書番号、同一の日付の文書を2部提出する。
- 専修学校にあっては、宛先を東北厚生局長として1部のみの提出。

学校法人 ○○学園  
理事長 ○○ ○○

### 大学等確認申請書

※変更届出（変更の場合）

標記について、社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項の規定に基づき申請します。

※第6条（変更の場合）

**大学等確認申請書**  
(変更届出)

1 名 称	○○大学○○学部○○学科○○コース、○○○○専門学校 △△△△科 ※学部、学科、コース等の最小単位まで記入する。					
2 位 置	○○県○○市○○町○○番地 ※所在地を県名から記入する。					
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏 名	学校法人○○○○				
	住 所	○○県○○市○○町○○番地				
4 設置年月日	平成○○年 4 月 1 日※確認を受け、授業を実施する年度の 4 月 1 日を記入。(変更しない)					
5 定員等	1 学年 の定員	学級数	1 学級 の定員	授業開始 予定年月日		
	40	2	20	平成○○年 4 月 1 日		
6 大学等の長 の氏名	○○ ○○					※カリキュラム変更を行つた場合にのみ変更する。
7 実習演習担 当専任教員	氏 名	年齢	担当科目	資格名	指針該当番号	教員調書 頁 番 号
	■ ■ ■  ※氏名はフルネームで記入、 年齢は申請書提出月末日時点 の年齢を記入する。	48	ソーシャルワ ーク演習  ソーシャルワ ーク実習  ※指定科目等 に係る課程開 設時に実際に 担当する科目( <u>名称省略不可</u> 、 学則上に規定 する科目名称) を記入。	教授  ※社会福 祉士等、 担当科目 の資格要 件になる 資格のみ 記入。	4-(3)-ア-(ア)  4-(3)-ウ-(ア)  ※科目確認指針「 4 実習演習担当 教員に関する事 項」中のいずれに 該当するのか、該 当番号(通知の条 数)を記載する。 (複数該当の場合 はすべて記載)	2  ※教員調書 に記載され ている右上 の番号(No )と同じも のにする。

<指針該当番号の分類について(詳細は指針を確認すること)>

【ソーシャルワーク演習】

- 4-(3)-ア-(7) … 大学等において教授、准教授、助教又は講師として、実習又は演習の指導を 5 年以上経験した者
- 4-(3)-ア-(1) … 専修学校の専門課程の専任教員として、実習又は演習の指導を 5 年以上経験した者
- 4-(3)-ア-(ウ) … 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- 4-(3)-ア-(イ) … 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、当該科目の指導に係る課程を修了した者
- 4-(3)-ア-(オ) … 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第 1 条第 3 項第 1 号から第 4 号までの者

【ソーシャルワーク演習(専門)】

- 4-(3)-イ-(7) … 大学等において教授、准教授、助教又は講師として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4-(3)-イ-(1) … 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4-(3)-イ-(ウ) … 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- 4-(3)-イ-(イ) … 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

【ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習】

- 4-(3)-ウ-(7) … 大学等において教授、准教授、助教又は講師として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4-(3)-ウ-(1) … 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4-(3)-ウ-(ウ) … 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- 4-(3)-ウ-(イ) … 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

	社会福祉の原理と政策	○社会福祉計画論	
	社会福祉調査の基礎	●社会福祉調査	
	ソーシャルワークの基盤と専門職		
	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）		
	ソーシャルワークの理論と方法		
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）		
	地域	開講科目のうち、その名称が科目省令に定める指定科目等の読替の範囲に該当せず、社会・福祉・援護局福祉基盤課長に照会中の科目については、開講科目の名称の前に「○」印を付してその旨明示すること。	
	高齢者福祉		
	障害者福祉		
	児童・家庭福祉		
	貧困に対する支援		
	保健医療と福祉		
	権利擁護を支える法制度		
	刑事司法と福祉		
	ソーシャルワーク演習		
	ソーシャルワーク演習（専門）		
	ソーシャルワーク実習指導		
	ソーシャルワーク実習		
10	教室等の名称 (各室毎に記入すること)	面 積	共用先（共用する場合についてのみ記入）
	第2社会演習室	69.7 m <sup>2</sup>	
		125.6 m <sup>2</sup>	学内共用
		m <sup>2</sup>	
		m <sup>2</sup>	

- ・実習演習科目（ソーシャルワーク演習（専門含む）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習）の授業で使用する「演習室」と「実習室」について記入する。
- ・「面積」は、実面積（内法で計測したもの）を記入する。
- ・「共用先」は、学内すべての学部、学科が共有する場合は「学内共有」、他学部、学科が共有する場合は「○○学科」と具体的に記入する。

11 実 習 施 設	施設種別及び施設名 (法人にあつては名称)	設置年月日	所在	入所定員	実習指導者	天日等 者調書頁 番号
						地
	特別養護老人ホーム ○○○園	△△ △△				

- ・「施設名及び施設種別」については、施設種別を上段括弧書き、施設名は下段に記入のこと。
- ・「設置年月日」は、実習施設・事業等の開始年月日を、「所在地」は、実習施設の所在地を都道府県名から記入のこと。
- ・「実習指導者」は、フルネームで記入することとし、「実習指導者調書頁番号」は、1施設で2名以上の実習指導者がいる場合には、「1-1、1-2」と枝番にすること。

(記入例)

大 学 等 名				資格証と異なる名字の場合は 旧姓を記載する。	
氏 名	○○ ○○ (旧姓: ○○)	性別	男 · 女		
生 年 月 日				年齢 ( 歳 )	
最 終 学 歴 (学部、学科、専攻)	○○大学大学院○○研究科○○専攻修士課程修了				
担 当 予 定 科 目	ソーシャルワーク演習				
教 員 資 格 要 件	指 針 該 当 番 号	4- (3) -ア- (エ)			
	社会福祉士実習演習担当教員講習会	1. 修了 2. 未修了			
	教 育 歴 · 職 歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月	
		○○専門学校 ○○○○科	専任講師 (社会福祉原論、社会保障)	昭和○年○月～ 平成○年○月	月)
		○○短期大学 ○○学科	非常勤講師 (社会福祉原論)	平成○年○月 (○年○月)	
○○大学	准教授	平成○年○月～			

<指針該当番号の分類について (詳細は指針を確認すること) >

【ソーシャルワーク演習】

- 4- (3) -ア- (7) … 大学等において教授、准教授、助教又は講師として、実習又は演習の指導を 5 年以上経験した者
- 4- (3) -ア- (4) … 専修学校の専門課程の専任教員として、実習又は演習の指導を 5 年以上経験した者
- 4- (3) -ア- (ウ) … 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- 4- (3) -ア- (イ) … 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、当該科目的指導に係る課程を修了した者
- 4- (3) -ア- (オ) … 精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第 1 条第 3 項第 1 号から第 4 号までの者

【ソーシャルワーク演習 (専門)】

- 4- (3) -イ- (7) … 大学等において教授、准教授、助教又は講師として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4- (3) -イ- (4) … 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4- (3) -イ- (ウ) … 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- 4- (3) -イ- (イ) … 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、当該科目的指導に係る課程を修了した者

【ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習】

- 4- (3) -ウ- (7) … 大学等において教授、准教授、助教又は講師として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4- (3) -ウ- (4) … 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を 5 年以上経験した者
- 4- (3) -ウ- (ウ) … 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に 5 年以上従事した経験を有する者
- 4- (3) -ウ- (イ) … 社会福祉士実習演習担当教員講習会において、当該科目的指導に係る課程を修了した者

関する研究発表

又は論文 (主なもの)

(注 1) 実習演習担当教員 (専任教員及びその他教員) ごとに作成すること。

(注 2) 社会福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

(注 3) 「資格・免許・学位」欄に記載した資格等については、当該資格証等の写しを添付すること。

(注 4) 実務経験の対象となる業務は、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号) を参照のこと。

## 実習指導者に関する調書

(記入例)

実習施設名	○○○○苑 (特別養護老人ホーム)			資格証と異なる名字の場合は旧姓を記載する。
氏名	○○ ○○ (旧姓: ○○)	性別	男・女	
生年月日				年齢 (歳)
社会福祉士資格取得の有無	有	無		
資格の取得年月日	平成○年○月○日			・ 登録証等の登録年月日を記入する。 ・ 登録証等の写しを添付する。
従事している業務内容	生活相談員			
実習指導者資格要件	区分		①	
	職歴	名 称	業務内容	年 月
		身体障害者療護施設 ○○○園	生活指導員 (相談援助業務)	昭和○年○月～ 平成○年○月 (○年○月)
		特別養護老人ホーム ○○○○苑	生活相談員 (相談援助業務)	平成○年○月～ 現在 (○年○月)
施設種別、施設名を明記すること。				資格取得後の年月を記載すれば足りるものであること。
「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号) の別添 1 を参考し、通知に記載のある職種名や業務内容を記載してください。				

(注 1) 各実習指導者ごとに作成すること。

(注 2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 社会福祉士資格の資格取得後、3 年以上の実務経験を有する者であって、実習指導者講習会を修了した者にあっては①と、
- ・ 児童福祉司等として 8 年以上の実務経験を有する者にあっては②と、
- ・ 厚生労働大臣が認める講習会を修了した者にあっては③と、
- ・ それ以外の者にあっては④と、

記載すること。

(注 3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

②に該当する者： 児童福祉司、身体障害者福祉司、福祉事務所の査察指導員、知的障害者福祉司、老人福祉法第 6 条及び第 7 条に規定する社会福祉主事として 8 年以上相談援助業務に従事した者

認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 29 号) を参照のこと。

## 実習施設等承諾書

年 月 日

(科目確認を受ける学校等の設置者)  
(学校法人等の理事長) 殿

設置者 社会福祉法人 ○○○会  
所在地 ○○県○○市○○町1-2-3  
代表者 理事長 ○○ ○○

施設長ではなく、設置者（設置法人の代表者）であること。  
押印省略可だが、押印する場合は代表者の印であること。  
(施設印や施設長の印が散見されます。)

(新規申請の場合) 下記施設等は、○○○大学○○○学部○○学科○○コースが開講する社会福祉に関する科目にかかる確認申請手続きを行い、「科目省令」に定める基準を満たすことが認められた際には、実習施設等として実習生を受け入れることを承諾いたします。

(変更の場合) 下記施設等は、○○○大学○○○学部○○学科○○コースの実習施設等として実習生を受け入れることを承諾いたします。

記

施設種別及び施設名	(特別養護老人ホーム) 特別養護老人ホーム ○○○荘
定員	○○名
実習生の受入開始時期	○年○月より
実習受入可能時期	○月○日～○月○日
実習指導者の人数	○名
実習受入人数	○○名

- 施設種別、施設名、定員について、申請書等の「11 実習施設」に記載の内容と合わせること。
- 当該実習施設における1日当たりの受入人数を記載のこと。  
(なお、指導者1人につき実習生は5人まで)

施設名、所在地、入所定員について、申請書等の「11 実習施設」に記載の内容と合わせること。

NO

### 実習施設等の概要

施設名	(特別養護老人ホーム) 特別養護老人ホーム〇〇荘			施設種別、施設名を明記する。		
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日					
施設長名	〇〇 〇〇	設置主体	社会福祉法人 〇〇会			
所在地	〇〇市〇〇町△-△					
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇					
入所定員	〇〇人					
主な設備	<ul style="list-style-type: none"><li>・居室、入浴室、食堂等の設備概要</li><li>・ギャッベット、車椅子等の台数等の備品概要</li></ul> <p>パンフレット等により、これらの情報が網羅されている場合には、パンフレット等により代替することも可。</p>					

## 就 任 承 諾 書

年 月 日

(科目確認等を受ける学校等の設置者)  
(学校法人等の理事長) 殿

氏 名 ○○ ○○

(新規申請の場合) 私は、○○○大学が開講する社会福祉に関する科目にかかる確認申請手続きを行い、「科目省令」に定める基準を満たすことが認められた際には、○○学部○○学科○○コース (※確認を受けている課程名を過不足なく記載する) において、下記の実習演習科目を担当する (専任又は非常勤の別) 教員として就任することを承諾します。

(変更届出の場合) 私は、○○学部○○学科○○コース (※確認を受けている課程名を過不足なく記載する) において、下記の実習演習科目を担当する (専任又は非常勤の別) 教員として就任することを承諾します。

申請書の「7 実習演習担当専任教員」に記載の「担当科目」と合わせること。

記

1. 担当科目

(※「実習演習科目 (ソーシャルワーク演習、ソーシャルワーク演習(専門)、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク実習)」に限る。)

2. 就任期日

○年○月○日

# 参考法令等

## ○社会福祉士養成・社会福祉に関する科目に係る指定基準等を定めるもの

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）

社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）

社会福祉に関する科目を定める省令（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）

大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について（平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 917 号・厚生労働省社援発第 0328003 号文部科学省高等教育局長厚生労働省社会・援護局長連名通知）

## ○開講科目の名称（読み替えの範囲）について定めているもの

社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目等の読み替えの範囲について（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省社援発第 0328005 号厚生労働省社会・援護局長通知）

## ○実習施設について定めているもの

社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和 62 年厚生省告示第 203 号）

## ○実務経験として認められる社会福祉士の業務の範囲について定めているもの

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付社庶第 29 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知）

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日付社庶第 30 号厚生省社会局庶務課長・厚生省児童家庭局企画課長連名通知）